



校外学習費の集金について

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

最近、新聞に目を通して「教員不足」という見出しをよく見かけます。本校では幸い欠員は生じておりませんが、教職員の心身の健康を維持し、気持ちに余裕を持って子ども達に接していくためにも、業務改善はすすめて行かなければと考えています。

2019年1月25日に中央教育審議会が取りまとめた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申によりますと、学校・教師が担ってきた代表的な業務は、

- ① 基本的には学校以外が担うべき業務
- ② 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務
- ③ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

の3つに整理されるということです。①基本的には学校以外が担うべき業務の中には、放課後から夜間などにおける見回り、児童が補導されたときの対応、学校徴収金の徴収や管理などがあります。これらの業務は、今後削減していきたい業務です。

給食費に関しましては2017年8月の緊急提言により、すでに船橋市が徴収しておりますが、今年度から本校では校外学習の費用も学校が徴収する方式から、業者が直接徴収する方式に変更することに致しました。給食費の時と同様、今までと入金方法が変わり、ご不便をお掛けすることがあるかもしれませんが、学校の業務改善の一環としてご理解いただければと存じます。なお、旅行業者が関わらない一宮少年自然の家での宿泊学習や南っ子学級の校外学習及び学校でまとめて購入するドリルや文房具等は、今まで通り学校で徴収・引き落としさせていただきます。詳しいお知らせは、後日お配り致しますので、ご覧いただければと思います。何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。